

# 税務署だより

## 平成26年分 年末調整説明会のお知らせ

本年も、給与所得者に係る年末調整を行う時期となりました。

越谷税務署では、源泉徴収義務者の皆様方に年末調整を正しく行っていただけますよう、次の日程で説明会を開催いたしますので、税務署から事前に送付されます「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成の手引」等のパンフレットをご持参の上、ご参加ください。

### ◆ 平成26年分 年末調整説明会日程表 ◆

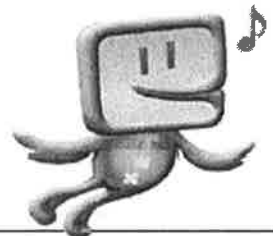
開催月日	開催時間	開催場所
11月14日(金)	10:00~12:00	八潮市民文化会館(メセナ) 2階 集会室
	13:30~15:30	八潮市中央1-10-1
11月18日(火)	10:00~12:00	越谷コミュニティセンター(サンシティ)小ホール
	13:30~15:30	越谷市南越谷1-2876-1
11月20日(木)	10:00~12:00	三郷市役所 7階 大会議室
	13:30~15:30	三郷市花和田 648-1

- ・ ご都合の良い日時をお選びになり、ご出席ください。
- ・ 各会場とも駐車台数に限りがありますので、来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。
- ・ 年末調整関係用紙及び法定調書の用紙が不足する場合には、説明会場でお渡しいたしますので、会場受付にてお申し付けください。
- ・ 年末調整関係の一部の用紙につきましては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードし、使用することができますので、ご利用ください。

【お問い合わせ先】

**越谷税務署** 代表電話番号 048-965-8111 (自動音声案内)

- 音声案内が流れますので「2」をお選びください。
- お問い合わせの内容により、担当部署におつなぎいたします。



## 地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としておりますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

※ 申告書の新様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。

### ≪ 地方法人税の概要 ≫

#### (1) 課税事業年度及び課税標準

地方法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、法人の各事業年度とされています。

また、地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされています。

#### (2) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

～ ご質問、ご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください～